

令和3年第1回大洗町議会定例会

議事日程（第4号）

令和3年3月15日（月曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
福祉課長	小林美弥	都市建設課長	津幡紀昭
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくよう、お願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 飯田英樹君、8番 今村和章君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要綱は、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

◇ 櫻井重明君

○議長（小沼正男君） それでは、3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） おはようございます。今回、私は2問、質問のほうを用意させていただきま

した。一つが担い不足の解消に向けて、そしてもう一つが町営住宅についてといったものであります。今回4回目の一般質問になるんですけども、初めて2問ということで時間配分にも気をつけていきたいなと思いますと同時に、また今回もパワーポイントのほうを使用させていただきます。まだ先輩議員さんのようにトーク一本で勝負できないということで、こちらの小道具に頼ってやらせていただきたいと思います。

では、始めさせていただきます。

まず一つ目、担い手不足の解消に向けてといったところで、簡単に流れについてご説明をしてみたいと思います。

まず、担い手不足の産業というと、農業、建設業、そして食品加工業といったような外国人に頼っている、そういった産業が思い浮かぶのかなというふうに思います。では、大洗町を見てまいりますと、水産加工業、そして農業で外国人を使っている事業者さん多く見受けられます。一旦ここでは、水産加工業、そして外国人について質問展開のほうをさせていただきたいと思います。

次に、大洗町での雇用状況についてお伺いをしていきます。町で絡んでいく取り組み、そういったものについてお聞きし、更に、これから増えてくる担い手不足産業として介護分野、これはもう既に需要と供給のバランス、供給のほうがりていないというふうに使われているものであります。そういった私のなかで問題提起をざっとやらせていただいた後に、まとめて國井町長のほうに質問のほうをさせていただくといった流れになっております。

では、この2番、大洗町ではといったところで、今回、担い手不足といっても後継者不足であったり、働き手の不足、そういった捉え方があると思うんですが、私は今回、働き手といったところに着目しました。で、水産加工業をテーマとしてやらせていただきたいんですけども、水産加工業は今まで大洗町の経済を支え、そして多くの雇用を生み出してくださいました。そこを語る前に、まずは歴史を知らなければいけないと。私自身、全くの畑違いで生まれ育ったものですから、今回その歴史に大変お詳しいといった方をお招きしております。農林水産課の有田課長、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それではですね、櫻井議員の質問にお答えしていきたいと思います。

まずですね、大洗町の水産加工業が盛んであったのはですね昭和初期の頃でございまして、前浜のですねイワシ、サバ、サンマ等ですね原料といたしました塩干や煮干し等の加工が行われていたというところがございます。しかしですね、昭和40年代以降ですね、経営の安定化を図るために漁獲の不安定な前浜のものから周年稼働体制が維持できる輸入原料を用いた加工に転換が進んでおります。

経営体系につきましてはですね家族経営から企業経営となりまして、労働環境はですね非常に比べ大幅に改善されていますが、昔ながらのイメージがあるなかで労働者不足、担い手不足に陥って、現在のですね外国人技能実習性は貴重な労働力となっている現状にございます。

事業者の数はですね年々減少傾向にございまして、大洗水産加工業協同組合員数はですね、記録

にある平成元年当時で約90事業者、10年前の平成22年で50事業者に、それから令和2年時点ではですね37事業者と、この10年間でも4分の1ほどに減少してございます。大洗町地方卸売市場での取引状況を見てもですね、前浜の水産物、しらすでは地元の買付業者は5社、それから鮮魚については8社となっており、前浜のものを使って、扱っている事業者が少ないという現状となっております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。大変勉強になりました。私はどちらかというと、洋服については血の汚れをどのように落とすのかといった世界で生きてきたもので、これでようやく語ることができそうです。

先ほど有田課長の説明のように、組合員数のほうが徐々に減少をしてきていると。これ経営者の方からお話を聞いたんですけども、東日本大震災、その前後に、今まで活躍をしてくださった女性労働者の方が多く定年を迎える、そういった形にもなってきた日本労働者が減っていったところとその辺の時期にちょうど重なるという話をいただきました。そこからより一層外国人労働者にシフトチェンジしていったのかなというふうに考えられます。

では、その外国人労働者について見てまいりたいと思います。

こちらの分野は、おそらく私の真後ろにいらっしゃるでしょうか、スペシャリストの方がいてクレームが来そうなのですが、私も入国管理局のほうに申請書を出すような身でありますので、しっかりと説明させていただきたいと思います。

この外国人労働者の制度なんですけども、技能実習、3年から、あと業種によって5年、また特定技能というのが一昨年より始まった制度、こちらも5年ないし業種によってなんですけど、おそらく10年に広がっていくふうになってまいると。それと技術、人文知識、国際業務といったエンジニアと言われるような方々、あとは学生の留学、そういった方たちのアルバイト、この方たちは1週間に28時間以内といった制限はあるなかで仕事をしてくださっております。

では、その外国人労働者のまずメリットについて見てまいります。

何といっても若い労働力が確保できる。そして土日フルタイムで働いてくれるということで、会社、企業にとっては非常に計算の立つ存在であり、役に立つ人たちでございます。企業によっては、その外国人の労働者をあてにした事業計画を立てる、そういった方たちもいるほど、彼らなしでは今は語るができない、そういった存在でもございます。反面、デメリットとしまして、働く期限というものが決められております。技能実習ですと3年とか5年。せっかく覚えたところ、彼ら彼女らは帰国をしてしまうといったことがあり、更に新しい特定技能といった制度、こちら転職が自由といったものになってます。ある程度のまとまったお金を投入して外国から呼び寄せた外国人が、隣の時給が高いといったらすぐに移動することが可能であるといったことであります。更には、海外、彼ら彼女らの目的というのは、自国の家族にお金を送金すること。また、彼ら自身の夢のために貯蓄をすることであり、消費といったところにお金が回っていかないといったこともございます。またほかには、今回のコロナのような出来事があったり、ミャンマーのクーデター、そういったこ

とがあった時には、今までこれからあてにしていた方たちが入ってこれない、そういったリスクも含まれているといったことがございますが、そうはいてもなくてはならない存在である外国人労働者といったことをまず前提として、次に進ませていただきたいと思います。

では、今度は日本人労働者について見てまいりたいと思います。

まず先に大洗町での分野別の就業者数、こちらをまちづくりの渡邊課長のほうにお願いしてあるんですけども、何度か打ち合わせの時に渡邊課長にこのテーマで話をしたところ、ここはうちの課の分野ではございませんと何度か首を横に振られてしまったんですが、ようやく1問用意することができました。渡邊課長、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

大洗町内での分野別のその就業者数についてというところでお尋ねをいただきました。まあこれは数字のほうは後で出されるんでしょうけれども、こちら数字のほうはですね、平成27年の国勢調査、この間やっと国勢調査は早くも6月によりやく速報ができるそうなので、ちょっとまだ数字のほうは平成27年の数値なんですけれども、町内産業で雇用されている方が全部で8,435人で、そのうち半数以上、54%の方が町内出身、4,540人が町内出身というようなところでございます。

業種ごとに分析をしていきますと、最も多くの従業者を占める卸売業、小売業や建設業につきましては、町内外出身者の構成がほぼ拮抗しているというようなところなんですけれども、製造業ですとか宿泊業、飲食・サービス業については、基本的に町内出身者のほうが多いというようなところでございます。更にはですね、下のほうにあるんですけれども、実に漁業の従事者207人のほぼ全員の方が町内出身者でございまして、ちょっと少しの上の農業、林業についても大半が町内出身者であるというようなところがうかがえるかと思えます。

一方ですね、例えば医療・福祉ですとか、それらについては町外者のほうがむしろ多くて、全体の61%程度占めているのかなというところございまして、そのほか、教育学習支援業ですとか、ずっと下のほうになるんですが情報通信業、そういった専門的なある程度能力が求められるような業種については、むしろ町外出身者のほうが多いところなのかなというようなところでございます。

このようなところからですね、やはり町内外問わず、まあ職員ですとか従業者の募集というのは広く行っていく必要があるのかなというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。今、渡邊課長の説明でございましたように、今現在、まだ半数以上の方が町内の方々が働いてくれているということでもあります。ここがおそらく私にとって今、今後キーワードになってくる場所ではあるんですけども、一旦先に進ませていただきます。

では今度、大洗町における就業確保に向けた取り組みとして、具体的に行政がどこまで関わるることができるのかといったところについての質問を続けてまいります。

大洗町におかれましての雇用対策、就業支援策について、こちら商工観光課長谷川課長にお願い

いたします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、櫻井議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町における雇用対策、就業支援策についてといった内容のご質問でございますけれども、まずこちらにつきましては、町としましてはですね労働局、こちらとの連携が非常に大事だろうと思っております。平成28年の3月にですね大洗町と茨城労働局の間で雇用対策協定というものを締結をいたしまして、取り組みを強めているところでございます。この協定はですね、移住定住促進、あるいは雇用・就業機会の創出を図ってですね、活力ある地域社会の実現を目指す大洗町と、労働市場のセーフティネットということで職業安定行政を展開しております労働局がですね、それぞれの強みを生かして連携をして効果的かつ一体的に事業を推進することを目的としたものでございまして、町と労働局で運営協議会のほうを組織設置いたしまして、雇用対策に取り組んでいるといった内容でございます。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） では、具体的な取り組みについて引き続きお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、再度のご質問でございますけれども、こちらの具体的な取り組みということでございますが、こちら町と労働局が共同をして運営協議会を設置をいたしまして、毎年、事業計画というものを定めまして、事業のほうを展開しているというところでございます。

主な内容といたしましては、ハローワークからの町内事業者、事業所ですね、こちらの求人情報のほうを町のホームページでの発信、あるいは窓口にもこちらを設置したりということ、月2回程度の頻度で更新のほうを行って発信のほうをしているところでございます。更には、令和2年度、今年度につきましては、コロナウイルスの関係で実施はできなかつたんですけれども、毎年1回、求人のある町内事業者と大洗町で就職を希望する方を募集をいたしまして一堂に会する就職面接会といったものも行っております。また、子育てと仕事の両立をしたいといった方の受け入れですね、ハローワーク水戸のマザーズコーナーといった就労・就職応援セミナー、こちらのほうも実施して子育て世代の就労促進も図っているところでございます。

こちらの実績といたしましては、就職面接会、こちらにつきましては過去4回ほど開催のほうをしております。また、町内参加企業、事業者、企業につきましては、延べで43社、43の事業所が参加をしております。また、参加された求職者の方につきましては、高校生および一般の方が中心になりますけれども、延べで61名の方が参加をしているというようなところでございます。また、その結果といたしまして、合計で7名の方が採用に至ったというふうに把握しております。また、マザーズコーナー就職応援セミナーにつきましては、過去3回開催をしております。延べで15名の方が参加をされているといった状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。

では、引き続きなんですけども、これらの取り組みをした上で、問題点、更に課題について見えてきたものがあれば教えてください。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、再度のご質問でございまして、問題点等、課題等といったところがございますけれども、まず町としてはですね、直接的に就職を紹介したりとか斡旋したりということは、そういったノウハウ、あるいは実施相談体制といったところからもですね難しい面もございますので、やはりハローワークをはじめとする関係機関との連携、こちら、あとは情報の共有を図るといったことが大事になってくるんだろうというふうに思っております。

また、そのほかの課題としましては、こちらは行政というよりはですね事業者さんと求職者さんですね、こちらの求めるもの、あるいは条件といったものがなかなか合意に至らない、合致しないといったことも課題としてあるのかなというふうに思います。例えば就労日数や仕事の内容などがなかなかマッチしないといったケースもあるのかなというところで、今後はですね事業者さんにもですねそういったところも柔軟な受け入れ体制といったところということも求められていく時代になっていくのかなというふうに思っております。

行政といたしましてはですね、今後も求職者さんへの情報提供に努めるとともにですね、面接会やセミナーなどの充実を図り、事業者と求職者のマッチングを図れる機会の創出に今後も努めていきたいというふうに思っております。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 今、課長がいろいろ問題点等々お伝えいただきました。就職の紹介・斡旋することは難しいとか、そういった問題なんですけども、今、自治体で無料職業紹介事業というものを行っている自治体が増えてきているといった話も耳にしました。いわゆる地方版ハローワークといったものであります。これは国が、地方が積極的に雇用のほうを推進していってくれと、移住促進に向けてのものを地方のほうが発信して積極的にやってくれといった意味合いのようです。そういったものを大洗町のほうでは、実はこの始まる前に商工観光課長よりお聞きしました。まだそういったものを実施をされていないといったことであります。しかし、そういったことも今後大洗町でも考えていくところではあるのかなと思ひまして、次に高齢者の問題について話を進めてまいります。

その前に、高年齢者雇用安定法というものが改正され、この4月1日に施行されることになっております。70歳までの就業の確保を努力義務とするものなんですけども、以前の高年齢者雇用安定法とはどういったものなのか。これは、65歳まで定年引き上げ、また65歳までの継続雇用制度の導入、そして定年廃止、この1、2、3番のいずれかを当てはまるように義務化したものであります。で、この改正法は、65という数字を70という数字に読み替えて、それを努力義務としたものであります。ほかにもあと幾つかあるんですけども。その目的といったものが少子高齢化の急速な発展、そして労働人口の減少といったものであります。70歳までの就業確保の機会の確保、これを、確保について、

多様な選択肢を法制度上整えるといったことを目的とするものであります。

では次に、大洗町、具体的に高齢者への取り組みについてお聞きしてまいりたいと思います。これ福祉課の小林課長、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の就業確保についての取り組みについて、どういったことをやってるのかというご質問ですけれども、福祉行政からのアプローチとしましては、シルバー人材センターと連携し、就労が高齢者の生きがいのひとつになるように、その機会の確保と拡充に努めております。

大洗町のシルバー人材センターの現況でございますけれども、現在、正会員として登録されている方々が177人、これは毎年若干ではありますけれども増えている状況であります。それから、昨年度の受注金額としましては、約5,350万円ほど受注を受けております。ただこれは前年度と比べますと、約1割ぐらいの減になっております。大洗町の高齢者の数、全体で約5,400人。なかでも前期高齢者と言われる65歳から74歳までっていうのがやはり2,700人ほどいますので、その数から考えると177人っていうのはちょっと少ないのかな。もうちょっと元気でいろんなことをチャレンジできるような高齢者の方いっぱいいるんじゃないかなっていうことも考えられますので、まだまだ周知、PRの余地が残っているのかなと考えております。

近い将来、町の人口の5割を高齢者が占めることが予測されておりますので、高齢者一人一人が健康ではつらつと自立した生活を送ることそのものが、地域社会の活性化、大洗町の活性化につながっていくと考えられております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 先ほどシルバー人材センターについてお話を伺いました。大洗町の人口の65、年齢の比ではだいぶちょっと少ないのではないかといいデータをいただきました。

で、大洗町で令和3年度の予算書を見たんですけども、シルバー人材センターに補助金728万円というものが付与されております。そこは町が積極的に絡んでいくんだといったメッセージでもあるというふうに私は受け止めました。

では、この高齢者就労の効果、そして課題について続いてお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 高齢者の就労の効果として考えられることですがけれども、大きく二つあると思われまして。

一つは、高齢者自身が社会の一員となって役に立っているという社会的承認要求が満たされ、自立した生き方を継続する意欲につながります。そのこと自体が介護予防につながるということで私ども考えております。

またもう一つは、高齢者の方々が長年培ってこられた経験、それから能力を生かして就労することで、今後減少が見込まれております生産年齢人口、現役世代の皆様の補完が期待できる。そういったことが考えられると思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 今、効果を言っていただきました。1番の自立した生活、介護生活というのが町長の施政方針にもございました。地域包括ケアシステムの構築をしていくといった、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるといったところに、私は勝手にここはつながってくるのかなというふうに捉えております。そして②番、減少する現役世代、労働力の補完ということで、高齢化率の高いこの大洗町にとっては非常に重要なテーマなのかなというふうに思います。

では続きまして、課題は、課長いいです。私、課題軽くいきます。課題なんですけども、体力の低下、現役世代同条件での労働は困難であるといった問題であったり、雇用する側の理解、マッチングといったところ、この辺が課題になってくるといったことでのようです。

では続きまして、もう一方の担い手不足分野ということで介護従事者について見てまいりたいと思います。

まず先に高齢者人口、こちら若干古いものではございますが、高齢者の数、これは厚生労働白書というもので、日本の将来人口の高齢化率のピークというのが2040年に35.3%という数字が出ております。しかし、金曜日、坂本議員の一般質問の時に住民課の本城課長のほうから出たデータで、既に大洗町ではその数字、もう35%とほぼほぼ同じ状態であるといったことで、大洗町高齢化、とにかく先に進んでいるなということがわかりました。

では、その高齢者人口に対しまして介護従事者数の数なんですけども、もう既に人が足りていない状況、そして2025年には37万7,000人の不足と。ちょっと下切れちゃってるんですけども、茨城県でも約7,000人ほど医療従事者が不足をしてくるといった見込みでございます。そういったなかで、大洗町として介護従事者、どのような形で募集をされているのかについてお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 現在ですね大洗町で介護職に関する事業者の募集ですね、そちらについてはですね、各事業所が個別に対応しているところでございます。募集については、ハローワークのほか、福祉職専門の求人誌などに掲載を依頼しているということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） そうですね、町が余りそこまでこの問題では絡んできてないといったところでありながらも、わかる範囲で、今後新たな担い手をどのように見つけていくのであろうかといったことについてお聞かせ願えればと思います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員ご心配されてるように、大洗町の介護事業所においても人手不足感というのはやはり否めません。今何とかぎりぎりの体制で運営しているっていうことを聞いております。

介護職を取り巻く現状と課題としましては、まず1点、実際に今従事してらっしゃる職員の方の高齢化っていうのが問題になってます。60代、なかには70代で今働いてらっしゃる方もいるので、いつまでその方が勤めてくださるのかちょっと心配だっていう声が聞かれております。では、だっ

たら若い新卒者を雇えばいいんじゃないかっていう声が出てくるかと思うんですけども、大洗町の近郊にはですね、周辺には、ホームヘルパーとかケアマネージャーとか介護福祉士を養成する専門学校などがございませんので、やはり新卒者を採用するコネクションっていうのが期待できないですね。そうなってくると、時々メディアなんかも、にも取り上げられます外国人の方を介護職として採用してはどうかかなっていうことに話が行くのかなと思うんですけども、実際そこら辺をちょっと考えてらっしゃる事業所さんもなかにはちらちらいらっしゃるんですけども、外国籍の方もやはり介護スキルについてはものすごく訓練して勉強されてくるのでそこは全然問題ないと思うんですけど、やはり人が人を世話する仕事柄、日本語ですね、コミュニケーション能力っていうのは必ず必須でございますので、単純に外国籍の方にその足りない部分を担ってもらえばいい、そういうわけにはいかないというのが現実かと思われまます。国においても、介護従事者の不足については問題視しておりまして、職員の処遇改善、それから職場環境の改善、行政と事業所で取り交わす手続の簡素化、それから業務運営のICTとかAIの導入を検討して、負担の軽減には努めておるんですね。ただ、やはり介護事業所の介護従事者の不足っていうのは、一般的に言われております労働がきつい割には報酬が低いっていうイメージがどうしても先行してしまうのも要因なのではないかなと考えられます。そういったこともあって、職業の選択肢の一つとして介護職が主流ではないのかなということを考えられます。

昔、三世代家庭が当たり前だった頃っていうのは、家族が老いていく過程を幼い頃から見学しながら成長できたわけですけども、現代、核家族が主流になっておりまして、人が老いていくということがどういうことなのか、自分にどういう影響があるのか、そういったことをこう学ぶべきがない。そういった環境があることと、また、介護保険制度ができてからは地域で支え合うっていう意識が根付いたために、やはり若い世代にとっては、福祉とか介護の分野っていうのは自分には関係ない、興味のない話になってくるのかなと考えられます。やはり職業の選択肢に入れてもらうために、介護分野のイメージアップ、それから子供たちが継続的に福祉・介護について学ぶ機会の創設などが検討されるべきなのではないかなと考えられます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 小林課長ありがとうございます。

このコミュニケーション能力といったところで外国人のお話をお聞きいたしました。私も先月、水戸の介護事業者さんから直接連絡があつて、外国人労働者についての相談だったんですけども、そちらの事業者さんでも既に2人外国人の方を雇っているといったなかで、やはり日本語能力ですね、日本語検定にはN1からN5といったそのレベルのものがあつて、大体N3といったレベル以上のものがないと、まず日本語としてのコミュニケーションはとれないです。そこにプラスして人間力、その人に対する思いを持った人じゃないとできないといったところで、やはり外国人にこれから頼っていくことになる分野であろうと思われながらも、やはりコミュニケーション能力といったものは大事だといったことをお話はお聞きしました。

そして、今のお話を補完するものなんですけども、こちら国で今後総合的な介護人材の確保対策

といったものが出されたものです。若干古いものにはなるんですけども、待遇、処遇ですね、こういった賃金面上げていくとか、あとは介護福祉士を目指すような学生への就学支援、更に、この外国人材、こういったもの、外国の方を介護福祉士をとらせるために奨学制度とかそういったものを充実させていきたいと思います。

今、一通り私のなかでざっと述べさせていただきました。一旦ここで話をまとめたいと思います。

まず一つ目、町内企業と就業者を結びつける新たな策はといったことを提案させていただきます。

まず一番の問題が労働人口の減少であります。特に大洗町、65歳の高齢者非常に多くなっている。この労働力不足を補うには、高齢者の働き手、それと出産育児等で離れた女性の方が働いてくれることによって、ある程度その減少を補完することができるというふうにも言われております。そういったなかで、國井町長がふるさと納税制度、それらについて、企業のプロモーションビデオであったり、そういったもので商品をおそらくやっていかれるであろう。そこに同じように積極的に移住者の方を呼んで、そして町の企業に働いていただくために、その企業のプロモーションビデオの制作であったり、企業のイメージアップ、そういったところに積極的に町が絡んでいていただけないであろうかと。地方版ハローワークといった制度があるといったなかで、大洗町はまだその制度は利用されていないといったことで、この辺を町が積極的にやっていただけないかなといったところが一つ目でございます。

二つ目、今度は高年齢者を雇用する企業、個人事業者にメリットをとったところなんです、これも金曜日の一般質問の時に住民課のほうからいただいたデータなんです、令和3年度の大洗町の人口の割合、5年ごとの、5歳ずつごとの割合でのグラフが出てて、一番多いのが70歳から74歳の方が8.89%、2位が65歳から69歳8.39%、3位が60歳から64歳の7.75%と、非常に高齢化率高いといったところで、そういった方たちをとにかく継続雇用してくれるような企業、事業者さんにメリットを与えていただけないか。ここで私はメリットといったものを事業税、個人事業税あたりを考えてはいたんですけども、1番で補ってあげることがそれもまたメリットにもつながってくるんだろうといったふうな捉え方もございますので、まずはここ2番目の私のまとめのポイントであります。

そして三つ目、これは介護学校等の誘致です、まずは。これ飯田議員の一般質問の時に、大洗の学校の問題、大きな問題提起をしてくださいました。そういったところで、今まだ目的外使用ですか、そういったことができないといったこともあるんでしょうが、この辺、実は本当は教育長にも聞いてみたかったところではあるんですけど、こういった学校の誘致なんていったところ。それと、大洗高校に介護科の創設といったものを県に働きかけていうものはできないのであろうかといったところなんです。この辺ちょっと私のほうではよくわからないところではあるんですけど、大洗町マーチングバンドというまず一つの大きな柱があって、そこに介護といった2本柱で、この大洗高校を盛り上げていくといったところの國井町長いかがでしょうかといったこの3点について、まずはお聞かせ願えればと思います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 櫻井議員から幅広い形でご提言、ご質問をいただきました。

基本的には、行政は民事不介入の最大の原則がありますので、いわゆる雇用する側とそれから雇用される方、ここは基本的には労働契約になりますから、この契約はそこにはもう立ち入ることができませんので、しかしそれはあくまでも法制度の枠組みのなかで労働基準法という最大の基本法がありますので、そこでまあ高齢者雇用安定化法とかいろいろな法律があって、その個々の法律のもとにそれぞれ契約結ばれておりますので、そこに立ち入ることはできないというのは議員がご指摘のとおりであります。また、制度としてハローワークがございますので、あとは県などでもそういういろいろな施策を展開されております。そこに乗る形で町もやっておりますが、まあ基本的に今まで取り組んだところというのは、どちらかといえば積極的にというよりは大体周りに足並みをそろえて、基本はハローワークでということになるかと思っております。

そして今、歴史ずっと振り返って、私もはたと思ったんですが、今まで町内の企業、半数近くが町内の在住者、町内の企業に働かれるっていうことで、これは人的関係とか、例えば経営者のご親戚であるとか、また友人・知人がそこに働いてるとか、いろんなその人のつながりのなかで、むしろそのネットで配信とかそういうようないろんな行動的な形で人を呼びかけるとか情報発信するということではなくて、人のつながりのなかで、小さい大洗っていうのはコミュニティーですから、じゃああそこで働いてみないかと、友達がいるからと。そしてその流れのなかで、例えばこれは一例ですけども、その経営者というかその労働環境のことは余りに自分でいいと思ってなくても、昔の方々、我々の父親母親の時代の方々っていうのは非常に義理堅い部分もあるので、いろいろ文句言いながらもそこで一生懸命働かれてると。水産加工業なんかで働いているの方々、そんなことが随分こう見聞きしたのを覚えておりますけれども、今そういう時代じゃありませんから、外国人のお話をされましたけども、日本人だって時給がちょっとでも高ければ向こうへ移る、労働条件が良ければそこへ移るっていうことになると思いますので、まあそういうなかであっても、私はやっぱり櫻井議員言われるように、できればこのマッチングを進めていければなというふうに思っております。で、マッチングだけでは足りないんで、例えば下にあります、2番目にありますように企業、個人事業者にメリットをと。ただこれに関しては、基本的には経済的、お金ということになるのが一番かなというふうに思っておりますので、この辺のところは、先ほど言われた1番と一緒にふるさと納税制度を活用した形で、まあ例えばいろんな形でそこに協力してくれるの方々、そしてなおかつ高齢者を雇用してくれるの方々については、もっともっと例えば一番先にアピールするとかページの一番最初に載せるとか、お金だけじゃなくてそういうものもひとつインセンティブになるようなことをしてはいかかなというふうに思っております。

ただ実態として、本当にその人手が足りないのかと。あともう一つは、足りないとするならば、労働力としか見ない方々もいるわけです。外国人の場合は、特にこれは和田議員なんかも本当にプロフェッショナル中のプロフェッショナルですが、こちら側はもう単純に労働力としか見ない。向こう側もお金で来る。しかしそれは最初の1カ月はそうであっても、やっぱり人対人ですから、人として見ないところで大きな問題がいろいろ起きてるというようなお話も伺っておりますので、どうもこの外国人の雇用に当たっては、まあもともと研修制度っていうのは研修ではなくて、本来はも

うそこである日本のその建前で研修というふうにはしてはいますが、現実にはもう単純労働させてたというのが実態で、お互いのそのいわゆる暗黙の空気のなかでそこ進めてた。日本の国自体もそれでやっておりましたんで、ただ今度、技能実習性、特定技能制度ができて、非常にその厳しい、まあいわゆる枠組みのなかで事業者も雇用しなきゃなんない、雇用されてるほうも非常にその権利主張をしてくるふうになって、日本人と同じ、もしくは日本人以上に非常にこの厳しい権利を主張してきますんで、そこら辺のところ、企業が自助努力っていうのをどうなのかなど。あんまりこちら側で手スミを入れてああでもない、こうでもないっていうことになる、私はそこはこの商品売ると売り上げを伸ばすと同じように、これからこの人を雇用するってことは大きなキーワードになるし、その企業がどれだけ飛躍できるかっていうことにつながると思うっておりますし、町内で成功されてる方々ってのはもう昔からそういうことをしっかり考えていらっしやいますんで、より一層そういうことが考えられるような私どもとしてはいろんな情報発信はこれからしていきたい。単純にもうハローワーク行ってください、国の政策見てください、それから県のいろいろな施策を見てくださいということではなくて、町としてそういうものもしっかりやれるような環境を私どもつくっていきたく思いますので、是非またマッチングでこうビジュアル化してくってのはこれ大事ですし、ただし、あんまりこうふるさと納税で言えば、逆に言えば、あんまり商品良くしちゃって、写真が良くて、実際とったら何だ全然違うじゃないかって反感、反感というか、その反動も大きいですし、あんまりこう写真が悪くてもそこにアクセスする人も少ない。企業も同じようなところがあって、あんまりこうよく見たけど、実際入ってみたらっていうことで、離職率ってのが今非常に高くなっております。

で、この間、ひとつだけ加えて少し長くなりますが申し上げますと、これなかなかいいお話なんです、今、常陽銀行の、もう前に会社とか頭取さんお見えになってちょっと伺ったんですが、とにかく離職される方が多いと。これまでだったら、例えば市町村、特に行政が人気あるらしくて市町村に入ると。県南のほうですと筑波銀行なんか、どんどん市町村、守谷であるとかつくばみらいに行かれるわけですね。で、常陽銀行なんかもそういう方々がたくさんいると。今までだったら、この裏切り者っていう形で終わったのかもわかりませんが、今は例えば仲良くされてる方がいれば、仲良くされてる職員につなぎをつけとけと。要するにUターンできる環境をつくらうと。そのぐらい企業も努力されてるわけですね。一旦は市町村に行ったけど、また銀行へ戻ってこいよっていうぐらいにつながりをつけとくということなんで、そのぐらい企業も努力されてるんで、そういう事例の紹介も含めて、町内のいわゆる企業にそういうこともPRをしていくか、また、いろんな、繰り返しになりますけれども情報発信をしていくことで、まずその職場環境を整えてもらうっていうことをしていかないとならないっていうこともありますので、そこは一緒になってこういろいろやっていきたいなというふうに思っています。

それからもう一つ、これは櫻井議員もお聞きになってるかもわかりませんが、例えば干しいも屋さんでやられてるところで、もう高齢者雇用されてるわけですね。で、ここで現実的な問題が一つあって、高齢者のほうも、もう80、90近いんで労働力が落ちてるから、自分の能力が落ちてるんで、

もう最低賃金以下、500円でいいよと。別にこれは搾取するとか何とかって意味でなくいいよって言っても、こうやっぱりもうあくまでも契約ですので、労働基準法のしっかりと範疇で契約をしなければならぬっていうことでお互いにそこが雇用できないと、こういうようないろいろな現実の問題。国は簡単に、あの「コンクリートから人へ」と言った時に、じゃあその建設業者の建設従事者の100万人とか200万人がそのまま介護へ行けばいいじゃないかって数字だけ見てますけども、先ほど小林課長が申し上げたようにもう現場ってのは全く違いますので、単純にその介護っても難しいところありますから、そこも含めてしっかり対応していきたいなと思ってます。

3番目の問題、これはなかなかおもしろいアイデアだと思いますので、学校教育の私もプログラムとかいろいろなことがあろうかと思えますけども、そこも含めて専門性を持って、よく石山議員からも大洗高校の育成についてご懸念いただいたご指摘をいただいておりますけども、やっぱり専門性を持たせるっていうことはこれ非常に大事ですし、これからどんどんどんどん減って、おそらく希望者も減る、しかし需要は増えてくるっていうことになろうかと思えますので、非常におもしろいアイデアだと思いますから、これは少し内部で研究して、しっかり対応できるものは対応していきたいと思えます。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 町長ありがとうございます。今ここで町長のお言葉に対して幾つか言いたいところであるんですけども、やはり2問目言っとなかなか時間の問題でございます。町営住宅について進ませていただきたいと思えます。

まず町営住宅の目的、定義についてお聞きしたいなと思うんですけども、まず町営住宅を整備した目的とは。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 町営住宅整備の目的についてご質問いただきました。この大洗町の町営住宅は、公営住宅法という法律に基づき町が整備・管理しているものでございます。その目的は、住宅に困窮する低額所得者に対して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を廉価な家賃で賃貸すること。そのことによって町民生活の安定と社会福祉増進に寄与すること。これを目的として設置してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 今、津幡課長からありました、この条文ですね。これが憲法25条の生存権といったところに非常に近い文言であろうと。福祉的要素が強いのかなというふうに私は感じるんですけども、では今度具体的に、まず大洗町の管理する町営住宅について教えてください。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） それでは、大洗町で管理する町営住宅についてご説明いたします。

大洗町では今、六つの町営住宅を管理してございます。整備した順に、汐見ヶ丘住宅、松ヶ丘住宅、前原住宅、東浜住宅、そして二葉住宅、二葉緑住宅でございます。各住宅に複数の棟、部屋がございまして、現在合わせて350戸の部屋を管理し、居住していただいております。以

上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 六つの住宅があるといったことで、追加で、老朽化して今募集停止の汐見ヶ丘住宅、松ヶ丘住宅を除くと、現在入居率が90%というふうにお伺いしております。

では続いて、今後、町全体で単身世帯が今でも非常に増えてきている状況なんです、今後ますます増えてくるといったなかで、町営住宅でどのように対応することが可能なのか。その辺についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） それではですね、町営住宅における単身者世帯について簡単にご説明したいと思います。

町営住宅は、基本的には世帯向けとして2DKから3DK、もしくは2LDKの部屋を用意してございます。ただ一部ですね二葉住宅に単身世帯向けとして2Kの部屋、これを8戸用意してございます。また、単身の方はこの世帯向けには入居できないということで定めてございますが、60歳以上の方、また生活保護を受けている方など条例で定める方はですね、世帯向けであっても単身で入居できるような例外規定がございます。また、世帯で入居された後、子供が独立されたり、また家族が亡くなられたりした場合で単身になっても、その場合は引き続き入居することは可能となっております。

このため、現在のところ、町営住宅350戸のうち単身で入居されてる方は98戸、全体ですと約3分の1が単身世帯になっているというのが現状でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。本来は二葉住宅に8部屋あるだけなんです、単身世帯というのは。しかしながら、その例外規定によって、現在3分の1が単身世帯の方が入居をされているといったお話でございました。

では、今後の町営住宅のあり方、そして増築の予定、そういったものがあるのかどうかについてお聞かせ願います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 町営住宅の今後のあり方などについて、今ご質問いただいております。

町としましては、先ほどもご説明しましたように六つの住宅を管理してございますが、そのうち二つ、老朽化している汐見ヶ丘と松ヶ丘は用途廃止を前提に募集を停止してございます。残り四つにつきましては、適切に維持管理をしながら今後も使う方針としております。

この町営住宅における大きな方針として、大洗町公営住宅等長寿命化計画というものを平成26年に策定しており、来年度、令和3年度にこの計画を更新する予定でございます。現在、この平成26年に策定した計画におきましては、新たな町営住宅を整備する予定とはなっておりませんが、この令和3年度の計画改定のなかで検討する項目として挙げてございます。ただ、町営住宅の建設には多

額の予算が必要なこと、また、一度住宅を建設すると後々までこの維持管理が必要になることなどから、慎重に検討しなければならないと考えてございます。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） やはり維持管理にもお金がかかるし、今後はそういったことをやっていかないといいお話でございました。

では、既存の何かこの建物等々を利用したりとかであったり、何かこういった方法でお住まいを求める方に対してっていうような策があれば教えていただけますか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 櫻井議員から、それではどのようなことが考えられるのかということについてご質問いただいております。

一つはですね、公営住宅法におきましても、民間で整備した住宅を公営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅を賃借することができるとされておりまして、民間のアパートなどを町で借り上げて、この住宅に困窮する方々が住むために提供するという方法は方法としてまず考えられます。来年度ですね計画改定のなかで、場合によっては町営住宅入居選考委員会と、この櫻井議員にも委員になっていただいておりますけれども、そういったなかでですねご意見をいただきながら、どのようなことができるのかというのを検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） その検討委員会のほうに確かに私も参加させていただいて、その時に一人の委員の方からの質問があったのが、民間のアパート事業者、そういった方たちの経営を圧迫してもよろしくないだろうと。そういったなかでの妥当な賃料での賃貸が必要であるとか、そういった問題があるんでしょうが、その辺も今後の課題といったところになってくるんでしょう。

この点について、國井町長、何かお話あればお願いします。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 櫻井議員からのご指摘であります。私も議員時代に町営住宅入居者選考委員として携わらせていただいて、この公営住宅のあり方についていろいろ疑問を呈してきた一人です。それはまず簡単に言えば、本当に困った人が入れない場合が出てくるといいます。それはどうということかと申しますと、まあこれも生活保護とか何かと同じで、個で見ますから一概にそれが悪いとかいいとかっていう判断はできないと思いますし、法制度を逸脱したものじゃありませんから決して全否定はできないんですが、例えば父親がお金持ちでも、子供さんが入る場合に、子供さんが所得が低ければ入れてしまうんですよ。で、本当に困ってる方々と同じ抽選になった時に、じゃんけんないしくじ引きで負けた時には、単純にこの大金持ちの子供さんが入れちゃうっていうところがあるんですよ。で、大金持ちの子供さんは、うんと少ない家賃のところまで頭金をためて水戸に家を買っちゃうんですよ。こんなことが許されて果たしていいのかと。もともと制度としてどうなんだってことを私は常に疑問を呈してきました。これは絶対にできないことではと思うけど、もし仮に

できるんならば、公営住宅に住んだ方々が家建てる時は、もう町内しかもう家建てることできないとかですね、こんなことでもできるんならばそこもありかと思うんですが、しっかりその頭金ためて町外行かれてしまっただけでは何か寂しい気がしないでもなりませんし、制度趣旨としてどうなのかなってというそういう疑問を今でも感じてます。

ただし、これ櫻井議員が言われたように、もう空き家だとかいろんなところがこれたくさんありますんで、課長がお答えいたしましたとおり、これから自分たちで新しいものをつくってそこに困ってる方々を入居していただくっていう、もうそういう考え方ではなくて、今おっしゃるような民間でアパートを経営されてる方々んとこに一括して借り上げて、そこをいわゆる家賃補助みたいな形でお貸しするとか、空き家を私どもで買い上げたり、また借りたりしてそこをお貸しすると、こんなことのほうがむしろ現実的で、一石何鳥でいろんなことの問題が解決していくのかなと。新しい住宅つくると、もう維持管理にもお金もかかりますし、またいろいろとその問題が起きた時にいろんなところのトラブルに対することに対してうちで対処しなければなりませんので、そんなことも考えながら、新しくつくるということは私は現実的でないと思ってます。ただし、このままでいいのかっていうとそうではなくて、何らかの形で空き家対策等も含めてしっかりとここに日が当たるような形をとっていければというふうに考えております。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 町長ありがとうございます。今回、私、駆け足で途中早口になってしまって聞きづらいことがことがあったかもしれませんが、大変申し訳ございませんでした。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は10時40分を予定しております。
(午前10時28分)

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◇ 石 山 淳 君

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今日はですね四つ質問があります。職員出向の件、祝町地区地区計画、そして大貫台土地利用、最後に防災集団移転促進事業についてお伺いをいたします。

まず最初にですね職員出向の件について、清宮総務課長にお伺いをいたします。

町長の施政方針のなかで、我が町の職員の内閣府に1名、国土交通省に1名の派遣についての説明がありました。この人選をどのようにしたのか。また、その出向の期間、最大の目的をお伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおりでございますが、1月から内閣府のほうに、この4月から国土交通省のほうに1名ずつ派遣をすることとなっております。

人選につきましては、迎える受け入れ側ですね内閣府、国土交通省のほうの希望もございませぬので、大体30歳前後の中堅職員ということで希望がございましたので、その基準にですね町の職員から適任であろうと思う者を人選させていただいた次第でございます。

派遣期間のほうは、原則1年というふうに、2年ですね、すいません、失礼いたしました。原則2年間ということになってございます。

目的といたしましてはですね、先日町長のほうからもありましたとおり、まず国においての高度な立案能力、政策の立案能力、またですね国や全国の自治体職員と交流することによってまず見識を深めていただくということ、あとはですね自分の自治体をですね客観的に外から見れるという機会っていうのは非常に貴重な機会なのかなというふうに認識してございます。客観的に全国的に自分の町がどういう、財政的にも政策的にもどういう位置であるのかという全国的な視野で見れるっていうのは非常に貴重な機会ではないかというふうに思って派遣をする次第でございます。その研修に行っただけでは、先日和田議員のご指摘にもございましたとおり何にも有効な手段にはならない。戻ってきて、じゃ、彼らに何を町のためにですね行政に携わっていただくかということのほうむしろ大事なのかもわかりませんので、帰ってきて町のためですね、将来の町行政に補う人材として活躍していただくことを期待して派遣するものでございます。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） いろいろありがとうございます。まあ帰ってきてからは清宮課長の教育がもうしっかりしてやってくれば大丈夫だと思うんですけども、もう一点、民間企業からこのたびまちづくり推進課に4月から何か1名出向の方が来られるということで聞いておりますが、それについても期間と目的をお伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

これは施政方針の24ページですかね、に記載させていただいて、人事交流の一環といたしまして、民間企業の職員が町の行政業務に携われる制度ですね、このたび設けさせていただいたところでございます。正式には大洗町行政実務研修員制度というふうになってございます。これを、民間がですね行政のほうの業務を行うというのは、茨城県ですとか、もちろん国等ではもう既にやられてる事業でございまして、このたび大洗町でも民間の企業からですね町へ派遣する希望の企業があれば、試験的に実施してみようということで創設した制度でございます。

募集はですね、まちづくり推進課の業務について、公募というか募集をした次第でございまして、実際問い合わせがあったのが3社ほどございまして、今実際、ちょっと企業名は差し控えていただきますが、調整中ですので、1社ほど現実的になりそうな手応えがございまして、4月からです

ね書類選考等で何が問題がなければ、4月からまちづくり推進課の業務に携わっていただくことになろうかと思います。

ただですね、ただ民間の職員を受け入れるに当たってはですね、様々な、まあ制度といたしましては身分は向こうの会社に置いて町に出向していただくというような身分制度でございます。派遣される職員の給与については、民間のほうでもつということでございますので、全く私どもが県、国に派遣するのと逆なパターンと申しますか、そういうふうな制度でございます。

ただ、そこにはもちろん行政に携わっていただく以上は守秘義務等の制限がございますので、まあどの企業でもいいというわけではございませんので、ある一定の契約を町としている企業なんかについては受け入れはできないというようなルールとですね、あと、処分等、まあ町が許可を出してるような、許可に関するようなところには配属しないというところがございます。あと守秘義務も当然生じますので、まあ個人情報之余り、余りというか、ない、取り扱うような業務にはこれは適しておりませんので、それはまちづくり推進課のほうでもし採用というふうになれば、個人情報を扱うような業務はさせないというようなルールと申しますか、まあそういう制度のなかで取り組んでいきたいと思っております。

ですので、まあこれは行政にとってもプラスになることございまして、一般的に企業側のメリットといたしましては、まあ私どもが国、県に派遣するものと同じですね、業種間での仕事の任務、業務はですね人材育成につながるというのも企業側のメリットとしてあると。また、町、行政のですね仕事に従事することで、新たな事業ニーズのほうを企業側のほうでも発掘というようなメリットを、行政実務を理解することは逆に行政とはこういう時にこういうふう考えるんだというのを民間の方のほうで今度は勉強するというようなことはできるのが企業側のメリットとしてございます。

ですので、原則、期間としては1年間なんですけども、まあどういう方がいらっしゃるかまだ決まっておりますが、もし非常に優秀な方であれば期間の延長等も含めまして、それは協議して延長等ができますので、それは柔軟な対応をしていきたいと存じます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） しっかりとその役職の立場に立って生かして、町のために生かしていただきたいと思っております。

新年度の予算措置がいろいろされましたが、この政策展開にはですね職員の能力を発揮できる環境が必要であり、住民からの信頼を得られる役所であってほしいと思っております。

で、清宮課長にもう一度お伺いしますけども、この民間と行政の大きな違いというのはどういうところにあるのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

私は正直民間に勤めたことがございませんので、実際、民間と我々の行政とどういう違いがあるかというのは、まあ身をもった体験はしてございませんが、一般論で申せば、まず、まあこの間も

出たとおりコスト感覚ですとか、業務、政策に当たるですねスピード感ですとか、そういうものですね、あとは、まあ企業で言えば顧客、我々で言えば住民の方のニーズに迅速に対応できる能力は民間のほうがあるのかないかちよっとわかりませんが、そういうふうな重要だと申しますか、住民のニーズ、顧客ニーズにいかに対応していくかっていう感覚が、まあ民間のほうが強いのか、まあというふうな、我々は低いということではなくてですね、まあ私どもも法律の範囲内のことしかできませんし、民間は民間で民間の法律内の範囲内でのことなんでしょうけども、我々は予算的な縛りもあれば事務的な制限もあるなかで、住民のニーズに、まあ役に立つ場所というふうに施政方針でも書いてあるとおりですね、できるだけ個人のスキルを上げてですね、町に役所がですね住民ニーズに細かいとこまで応えられるように、本当に役に立つ場所になるような、まあ一人一人自覚と責任感を持ってですね業務に当たれるような指導を、まあ各管理職を通じてですねしていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 清宮課長ありがとうございます。一言で言うならば役所は利益を出さなくていいということです。それに尽きると思います。予算の範囲内で頑張って、町民の業務に精進していただきたいと思えます。

2番目の質問をいたします。祝町に地区計画が施行され、どのような変化が期待できるかを津幡課長にお伺いをいたします。

これまでも祝町につきましては、皆さんご存じのとおり市街化調整区域ということで、建物も建てられなかったわけではないんですよ。都市計画法の43条、あるいは都市計画法の34条1号などで、流通店舗とかですね個人の一般住宅だったらある一定の要件で建てることはできたというなかで、今回その祝町地区計画を実施したということですけども、それでどのような大きな変化が見られるのか、お伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 石山議員から、祝町周辺地区における地区計画についてご質問いただきました。

まずこの地区計画というのは、都市計画法に基づきまして地区の特性にふさわしい良好な環境の外構形成するために、土地の利用や建築できる建築物に一定の制限を行うものでございます。ただ、市街化調整区域においてこの地区計画を定めることで、逆に現在は制限されている建築物を建築できるようにするという制度でございます。

祝町は、議員ご指摘のとおり古くからの集落でございまして、昨年度改定された町の都市計画マスタープランにおいても、既存集落として無秩序な開発を抑制しながらも、緑豊かな集落環境を保全するというふうに位置づけております。また、近くにはアクアワールド・大洗水族館ですとか大洗ゴルフ場が立地するとともに、大規模な宿泊施設が存在するなど観光地としての一面も併せ持つ地区でございます。しかし、議員からお話しありましたように市街化調整区域でありますことから、これまでは事業所や店舗の立地は厳しく制限され、住宅を建てる場合も、当該、いわゆる磯浜町も

しくはその隣接する大字出身でなければならない、もしくはそこに10年住んでなければ家を建てる
ことができないといった制限がございまして、新たに人を呼び込もうとするにはこの都市計画上の
制限がかかっている地区でございました。

今回この地区計画を定めたことによって、そういった出身要件、どこの出身だとか何年住んでな
ければならないということは完全になくなりましたし、また、面積、店舗、事業所なども面積によっ
ては建てられ、今の規制よりも大幅に建てられるようになったというものでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今の説明だと、建築物がいろいろ建てやすくなるというお話でした。県道の
那珂湊大洗線でしたっけ、あれが、祝町線でしたっけか、県道だったのが町道になりましたよね。
あの沿線っていうのは結構、松の木とか結構、まあゴルフ場が隣接してるということで、沿線にあ
るということで、なかなかやっぱり使う土地が少ないのかなという気がいたします。祝町のその、
まあ今で言えば一般住宅、結構今建ってますけども、それがまあ更に建てやすくなるのは結構なお
話だと思います。

そこで祝町の話になりますけども、先ほど櫻井議員も町営住宅に関して質問がありましたけども、
先ほど聞いたなかで、汐見ヶ丘住宅について、古いのが松ヶ丘の古いほうの住宅なんですけども、
ここの今募集してない場所の住宅の経年劣化が著しいということで、ここの入居者をいつのどの時
点まで入居させておくのかをちょっと伺いたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 今、松ヶ丘住宅についてご質問いただきました。櫻井議員のご質問
にも先ほどご説明いたしましたとおり、現在は募集を停止して、将来的には用途廃止とする予定で
ございます。ただ、実際にそこに住んでいる方がいらっしゃいますことから、今のところはですね
町として住んでいる方をどこかへ移動していただいて取り壊すというのではなく、募集を停止して
いますので自然と減っていくのに任せて、今のところは維持管理を続けていくという方針でござい
ます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） これ県の住宅管理センターが管理してると思うんですけども、結構その住ん
でる方から言わせると、まあ結構ひどいという状況で、危険度なんかもあるので、できればどこか
にこう町営住宅移住させらるんだったらそれが一番いいとは思うんですけどもね、ただ、いつの時
点かっていうことになれば、いずれは最終的にはやらなくちゃならないと思うんですよね、そこは。
まあこれもいろいろ町のほうで検討していただいてですね、まあある程度少なくなった時点でどち
らかに移転させるというのは必要なんではないのかなというふうに思います。それはまあそれで
お願いしてですね、次の質問に移りますけども、大貫台の土地利用に関する町の基本方針を伺います。
そして、この大貫台に関しましては、これまでもいろいろ、いろんな皆さん、議員の方々がいろん
な質問をしております。で、今回町長が代わりまして、この大貫台の土地利用に関する基本方針を
伺ってみたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

大貫台のこれまでの経緯ですとか今後の見込みについてというようなところだと思うんですけども、大貫台につきましては、平成23年12月に県住宅供給公社より約37ヘクタールを取得して以来、そういった整備などを行ってきたところなんですけれども、まあこれまではですね企業誘致を進めるなかで、住宅開発メーカーですとか新エネルギー関連ですとかスポーツ合宿施設など、様々な提案をいただいたところではございますけれども、現在のところ実現にまでは至っていないというようなところがございます。

それ実現に至らない背景はですね、経済や社会情勢などの影響のほか、土地の面積をはじめとする諸条件や所要となる造成費の点など、収益性を求める民間企業様と町のスタンスで折り合いがつかず、結果として事業化には至っていないというようなところがございます。

そういった状況を踏まえまして、今後どのように行っていくかということなんですけれども、今後はですね参入意向の把握など市場性の把握や活用アイデアの収集、更には参入しやすい条件の設定を行うなど、できるだけ民間企業の負担が少ない段階で直接対話による意見交換や新たな提案の把握等を行っていききたいというように考えてございます。併せてですね、税制上の優遇や地域雇用が生まれる場合には補助金を交付するなどの立地支援を行うことなども、そういったインセンティブもですね考えらるんですけれども、これらインセンティブがどこまで有効なのかどうかということもありますので、その辺についてはちょっと慎重に検討していきたい、していきたいというふうに考えてございます。

現在のところですね、特段何か大きく維持費がかかっているとか財政上負担になっているとかということではありませんけれども、いつまでも町として使われないような土地を放置しておくというところは重大な機会損失であるのかなというふうに考えますことから、地区の特性を生かしながら、周辺住民に悪影響を及ぼせることのない範囲で、あらゆる可能性を探っていききたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） この大貫台に関しては、いろんなお金がかかり過ぎると、インフラ整備にお金がかかり過ぎるといのはひとつあります。これちょっと坪数に私調べて、町が取得した部分を調べてみたんですけども、11万7,246坪なんですよね、町が所有してるのが。で、使える坪数っていうのが多分すごく少ないんです。町にも質問した時に、確か43ヘクタールのうち13ヘクタールしか使えないというような話があって、まあ有効面積で言えば、多分7万坪とか7万5,000坪ぐらいが多分有効面積になると思うんです。で、例えばこの道路とか何か入れるともっと減歩するわけですよね、これね。そうすると5万坪とかそのぐらいしか使いものにならないというようなことなんです。で、埋蔵文化財とかその他の問題がいろいろありますんで、まあ非常にお金もかかるということでもまだに手がつけられないような状態だと思うんですよね。

私ひとつ、まあこれ提案なんですけども、今のこの状態で、まあ売却しちゃうというのも私ひと

つなんではないのかなと。先ほど渡邊課長おっしゃるとおりですね、使わない土地をずっとその放置しておいて、まあ害はない、町に害はないということですけども、まあ使い勝手が悪いのか、まあ悪いんですよね、結局造成費に10億とか15億かかると言われてるわけですから使い勝手が悪いと。まあ予算的にもかかり過ぎるといところで、今のその状態で民間の企業に売却してしまえば、民間は民間でいろんな知恵がありますから、多分何か好ましい、好ましくないようなその使う用途さえ気をつければですね、売却先をですね、気をつければ、まあ何かあそこでこうやっていただいて、町は固定資産税もらってますね、そのほうがいいんじゃないかと。と、私は最近そのように考えるようになりました。その点についていかがでしょう。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 石山議員さんの再度のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりですね、なかなかマッチングをしていくのは大変というような意見もございまして、更には、あちらのほう造成をするとすると相当な金額も必要になってきますし、あと、文化財調査ですとか様々な手続を踏まなければならないといところで、時間的なところも厳しいのかなというところもございまして。

そのようなことからですね、あちらの土地について、町が造成をしなくてもほとんどそういうところにお金をかけなくても引き取っていただけるような企業様が現れてくれば、それは一番いい形なのかなというふうには考えてございます。ただですね、やはりものによっては、その周辺住民の方がそういう企業さんはちょっと困るなとか、まあそういうようなお話もございまして、そういったところをですね周辺住民の方々のご意見などを伺いながら、町としても考えていきたいというように考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） そこは慎重に検討していただいてですね、好ましくないものを誘致しろとは申し上げておりませんので、検討に、慎重に検討していただきたいと思います。

次の質問です。防災集団移転促進事業につきまして、先日12日、13日ですか、対象者に対して説明会が行われました。私も4人4世帯の方からご意見を昨日お伺いをしてきております。結果から、結論から言いますと、4人とも移転には賛成だという話でありました。一つには自己負担なしで移転できんのかなとか、あとは実費負担は幾らぐらいなるかとかですね、具体的にはですね、そういったものが気になるような話をされました。または、そのご老人の世帯なんかは、今さら、当然ながら町でもそれは想定してることなんでしょうけども、今さらながら移転してどうすんだというような意見もありましたけども、ただ移転には賛成なんだと。ただ新たなどに土地を取得して建物を建てて住むような気持ちもないんだと。アパートとか借家を用意してもらえんのかなというような話もありました。あとはですね、あった意見としては、あと解体費のところで、自分の家は、何か説明の紙もらいました。解体費をですね自己負担でどうのこうのって書いてあるんですけど、これは何か補償費のなかで賄えるのかどうかというのちょっと聞かれましたですね、それはね。まあおおむねその説明会の内容は理解したっていうことでした、皆さん。

で、この説明会2日間やったんですけども、おおむねどのくらいの人数が来て、どういうご意見が出たのかをお伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この12日、13日に実施いたしました、この防災集団移転事業に関する説明会についてご質問いただきました。

12日の2回、13日にも2回と計4回実施したところ、合わせて70世帯110人の方から参加をいただいております。

先ほど参加した方のご意見ということで議員さんから、石山議員からもご紹介いただきましたけども、おおむねですね、何でこんなことをやるんだとかそういったお話ではなく、こういったメニューを町で用意していただけるのであれば移転はしたい、移転したいと、移転を考えたいという方が多かったというふうに我々も実感しております。

やはり質問のなかで、実際に持ち出しは幾らになるのかというようなこともご質問はされております。ただ、それにつきましては、例えば今のご自宅がそもそも土地が誰のもので、その家が誰のものなのか、築何年のものなのか。具体的にそのお話したのは、例えば今4LDKのご自宅にお住まいで築30年の家なんだと。それをもう一度4LDKの家を新しく建てるとなれば、それはやはり持ち出しというものは出てしまいますよと。ただそこは当然新しくなるので、現在の価値に応じた補償金をお支払いしますと。で、個別にそこは、こういった形でお住まいになるのかを相談させていただいて、我々のほうでもご相談乗りますということでお答えしているというところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 行政も政治もですね最大の使命というのは、人命を守ることと財産を守るっていうのが最大の使命だと思うんですよね。この防災集団移転促進事業ですか、は、國井町長が町長になられてからこれ目玉の多分政策だと思うんですよね。で、今回これ60戸ということで示されてんです、その移転対象者がですね。これは過去に涸沼川の浸水被害を受けた区域ということどうなってますが、一昨年台風19号の時と、あと確か昭和61年の8月の那珂川の増水の時の被害っていうのが多分あったと思うんですけども、その昭和61年の被害の世帯も含まれるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 防災集団移転促進事業の対象についてご質問いただいております。

まず、我々のほうから説明会のご案内を直接送付差し上げたのが、この説明会のチラシでも赤い囲みでくくった世帯になるんですが、これはですね昭和61年、平成10年、平成23年、そして令和元年の浸水被害の時に、1回でもいわゆる敷地まで、前面道路だけではなく敷地まで浸水したと想定される場所をくくったのがあの図でございます。で、その図のなかの方については、直接お手紙を差し上げて参加を呼びかけた。ただあの赤線で、じゃあ、なか、外で対象とするのかしないのかということではなく、あの赤線の線であってもこの津波の、ああ津波じゃない、すいません、涸沼川

の浸水被害を受けると可能性がある方については、事業の対象にできると考えてございますので、週報や防災無線などを通じて町民に広くご案内したところ、当然その我々が送った方以外も、先ほど60何世帯に対して我々送ってますが、70世帯110人の方から参加いただいておりますので、その対象以外の方も話を聞いてみたいんだということも多くの方に来ていただいておりますので、必ずしもあの赤線のなかだけが事業の対象ということではございません。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今の説明だと、その心配されるような人も含めてということなんですけども、水が現実的に浸水してないような家庭の方でも話は聞けんでしょうけども、現実に移転したいといった場合にどのような対応するのか、そこをお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この事業の対象者について再度のご質問いただいております。

まず、この防災集団移転の概要そもそもがですね、住民の居住に適当でないと認められるいわゆる災害危険区域等ということで定められておりますので、例えば町のハザードマップにおいて最大浸水でも浸水しないようなところ、そこはもう完全に対象外になってございます。ただ、じゃあそのハザードマップでの浸水区域というのは、本当に千年に一度、もしくは本当に計画最大ということで、すさまじい範囲、まあ五反田の区画整理地内も半分以上埋まるような形になってますので、それを全体まで対象にできるかということとちょっとそこは難しいのかなと思ってございます。ただ、実際その心配されてる方のお気持ちもわかりますので、その実際にどこにどういう形でお住まいになられてるのか、そこはもう個別にご相談をして、その上で国と協議して決めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） この事業なんですけども、これから、今始まったばかりですけども、これからやるに当たって、全体事業、まあ60軒から移転させるわけですから、全体事業費っていうのは大体どのぐらい概算で見てるのか、わかれば教えてもらいたいのが一つと、あと、その集団移転ということで5世帯以上ですか、これね、5世帯以上がまとまってどこかの地域に移転すると。例えば祝町でもなんでもいいんですけど、5人以上にならないと、それが1軒だけでもあればあとは点在しちゃってもいいということなのか、そこをお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この防災集団移転事業の実施の仕方ですとかそういったものについてのご質問かと思われれます。

まず、事業費なんですけども、こちらは60何世帯向けにまずは発送したとはいえ、いわゆる強制力があるようなものではなく、任意で申し出た方を事業の対象とするものでございますので、今のところ、じゃあ我々のほうで幾らかかるんだというのは、残念ながらわかっていない。あくまで、これから皆さんに移転をしたいかどうかという意向調査を行いますので、そういったものがあがってくれば大体何軒なんだろうというのは想定できますけども、今時点では正直まだわからないと

というのが現状でございます。

もう1件が・・・。

○5番（石山 淳君） 5戸以上。

○都市建設課長（津幡紀昭君） すいません。5戸というのがですね、実際に移転する人の5戸ではなく、町で指定したある範囲に移転する方が5戸という条件でございます。なおかつ2分の1というのもありますので、例えば9軒いて5軒が五反田、一本松、桜道に移転をして、それ以外のところ、水戸市なんか行ってしまう人が4人以下であれば大丈夫だというような条件ですね。という、はい、以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 個別に査定が始まるわけですが、その災害危険区域、その移転元の土地を指定するということなんですけども、この災害危険区域の指定というのは、現実に移転してから災害区域の指定をする、危険区域の指定をするのか、これ私が調べた限りでは、女川町と、宮城県のですね女川と、あと陸前高田が津波被害でこの防災移転促進事業適用してるんですけども、それはその女川のケースなんかは、災害危険区域の指定を設ける日付を決めた上でやったんですよね、これね。で、これは現実にもう津波で流されちゃって、住居がもう住んでないような場所だったので、災害危険区域に指定しても特に問題はなかったんだと思うんです。ところが今回のこのまあね、津幡課長もこの間おっしゃってましたけど、全国で初めて住んでる者を移転させるこの促進事業っていうのは初めてだということを言ってますんで、その移転してからやらないと、多分その災害危険区域に指定しちゃうと、まあそこにもう何ですか、建物も何もできなくなっちゃうわけですよ。まずその災害危険区域の指定がすごく私難しいと思うのは、隣の人が反対じゃなくて移転しないで、まあ二、三軒置いてこういわゆる言葉悪いんですけど虫食いついていうんですかね、の移転の場合に、ここは災害危険区域に指定して、こっちは住んでるから災害危険区域に指定できないというようなことになるとどうなのかなって思うんですけど、そういうのってどういうふう考えてるか伺いたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この防災集団移転事業に伴う災害危険区域の指定についてご質問をいただいております。

こちらですね、確かに議員のお話いただきましたとおり、事前にその地区を災害危険区域に指定をして、もう完全に住めないようにしてから移転してもらい、場合によっては補償したり、家を建ててもらい場合と、あくまで移転促進区域として、ここを災害危険区域にする予定ですよという区域を定めた上で、移転が終わった後で本当に建築基準法に基づいて災害危険区域を指定する方法と、二通りございます。ですんで、今回大洗町の場合は、あくまで移転促進区域を先に決めるだけであって、その場合はまだ家を建てられる状態で、その後、町が実際にその土地を買収をして家を家屋の補償して移転していただいた後に、災害危険区域をかけるという方法で進めたいというふうに思っております。

もう一個、いわゆる移転する人と移転しない人がばらばらになってしまった場合ということなんですけども、町としては、そこに住んでいる方の安全を確保するという意味では、本来であればそのように虫食いの状態になってしまうのは好ましくないとは考えておりますが、先ほどからも繰り返し申し上げてますとおり、これはあくまで任意事業でございますので、移転を希望した人だけでもまず移転していただこうと。そこに残りたいという方には残っていただいても構いませんという方針でございますので、その場合は、たとえ隣接していても、この移転した方のところだけが災害危険区域に指定をし、その隣で住んでる方はそのまま住んでいただく。つまり災害危険区域に指定しないという形になってしまうというのが現状ではございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 災害危険区域の指定の仕方ということでお伺いしました。で、これからどんどんどんどん進んでくんですけども、話がね。その移転の候補地っていうんですかね、その町が買い上げていくその移転先ですよ。それについての、その土地のこう下調べとか、そういうのっていうのはもう大体こう調査とか始まっているんでしょうかね、そこはね。で、人によっては例えば中古住宅がいいとかですね、昨日もちょっとお伺いした人では1人いたんですね。中古、私は中古、もう年も年なので、できれば中古自宅がいいんだというような人もいました。そういうものについても、やっぱりその調査して、まあ空き家は結構今あるでしょうけども、ただその空き家つっても使えないね、道路の狭いようなとこのね空き家でもちょっと不自由ですから、だからできれば区画整理地内のそういう中古住宅を当たっていかなくちゃならないんでしょうけども、今回は例えばその例で五反田っていうようなことで位置づけしてますけども、例えば今、祝町なんかにあのね、小学校の跡地を分譲するのやってますよね、今ね。ああいうところに集団でぼんと移転させるとかですね、あとは、そのまあさっき言った大貫台はちょっとインフラのね整備のお金かかり過ぎますから、あそこに移転させるのが一番本当はね、大貫台移転させるということで国のその何ですか、交付金とか何かそういうものがあって大貫台も整備できれば一番いいんでしょうけども、ただそれちょっと現実的ではないということになると、やっぱり今あるその区画整理やったようなとこに、桜道であり、五反田であり、磯道とかですね、和銅とか、そういうとこに行かざるを得ないのかなというような感じなんですよね。ただ、60軒ぐらいのね、その、今5世帯ですか、このまとまればあーってあるのかなっていうような、私こう見てて思うんですけど、そういうものをこう、これから調査していく上で、すごいこう都市建設課の課員の方はすごい大変な作業になると思うんですよ、用地交渉から移転交渉から何から何まであるわけじゃないですか。で、その課員の、その用地交渉する人の、人の数っていうのが、ちょっとこう私不安なんですよね。例えば用地交渉なんかやる人っていうのは今現在何人ぐらいでやってるのか。例えば若見屋平戸線なんかは、何人ぐらいでやられてるんですか、あれは。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この事業の実施に向けての体制ということでご質問いただいております。

来年度の人数につきましては、今、総務のほうで検討していただいているということで、我々としては何人いるということはお答えできる状態ではございませんが、現在、町で都市建設課として用地交渉に当たっているのは、職員としては2名でございます。ただ、昨年度も関根祝町線および吉沼磯浜線ですとか、あと、議員お話になりました若見屋平戸線の用地交渉をやっていくなかでどうしても2人では回らないということですね、発注者支援業務という形で用地交渉の一部を民間業者に委託するという業務を発注をして、実際に町の職員1人とその民間のコンサルタント業者が1人とで、2人で用地交渉に当たっているという事例もございますので、そういった制度うまく活用して、できる限り円滑に事業を進めたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） その辺は町長がいろいろ考えてる、考えてやることなんでしょうけども、私がいろいろ言うことでもないとは思いますが、十分にその用地交渉とか移転交渉の人材だけは確保してほしいなというふうに思います。

あと一つなんですけど、これだいたいこう何ていうんですか、スピーディーにやられるということで町長からお伺いしてるんですけど、大体事業年度、令和3年から始まって4年、5年という3カ年ぐらいで目処をつけたいということでやるんでしょうけども、実際その60軒あるわけですよ、今ね。で、その60軒を3年、4年ぐらいで、例えばできるのかどうか。まあ若見屋平戸線も、もう6年、7年ぐらいですか、あれ。で、かかってまだできないんですけども、あれだって対象者はそんないたわけじゃないですね、今回みたいだね。だから、まあスピーディーにやるのが一番いいんですけども、なかなかやっぱりそこには人というものがあって、人と交渉するのってすごい大変だと思うんですよ、この60世帯の方々と。まあその割にはね、昨今のこの自然環境を見ると、やっぱりまた災害がいつ起こるかわからないというなかでやることですから、そんなに時間、10年も20年もねかけられるもんじゃないんだろうと思います。

仮に、そのその掘割のところが移転してって災害危険区域になったとしますよね。その後、今回この、もう長年にわたってこれ堤防をね、ここ要望してきたわけじゃないですか。その堤防は一体全体、その移転するなかにおいても、移転した後においても、堤防はどんなふうになるかお伺いたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 涸沼川のこの堤防整備についてご質問いただいております。

涸沼川の堤防整備につきましては、この那珂川的那珂川水系の流域の整備計画、河川整備計画というものに位置づけられてございまして、それではおおむね30年以内に、この掘割・五反田地区も含めて堤防を整備するというように書かれてはございます。ただ、現実的に、今まだ那珂川本線の大野ですとか、ひたちなかのあたりで整備をやっている段階で、その完了の目処が立っていないことから、現実的には今、じゃ、涸沼川がいつぐらいできるかというのは全然わかっていない状態です。ですので、今回、まずそれを待っているよりは、今少しでも被害に遭う可能性のある方を安全に移転していただくとして、この事業を始めたところです。

その後の堤防整備につきましては、その実際、じゃ、防災集団移転事業がどのように進むのかですとか、そこで利用されている方々が今後どういうふうを考えるのか。また、水戸側の堤防整備がどう進むのか。国もこの前の説明会でもお話してましたが、大洗側だけつくってしまうと、やはり今度水戸側へあふれてしまうということで、左右両岸をやっぱり歩調を合わせていかなければならないということでお話もありましたので、そこは今後のこの我々のほうの防集の進み方と、実際に進んだ後の堤防整備に当たって地元がどう考えるのか、大洗だけでなく水戸側とも話をしながら、実際にどんな堤防が必要なのか、どうやっていくのかというのを国のほうでしっかりと検討していくもんだからと考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） そのね移転が終わった後でも、堤防の要望だけはしていただきたいと思います。

最後に町長、今までの質問について総括をお願いします。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 熟慮断行ではありませんけども、議会でご可決いただきましたらもうやっつて決めたわけですから、ですからスピード感のお話をおっしゃいましたけども、やっぱりそこはもう早くやりたいと思ってます。私は、令和3年度中にいろんな調査をすると。で、60軒か70軒、プロのコンサルに委託をして、それが1年もかかるってのはどうも信じらんないんですね。ですから、もう10月ぐらい、上半期にはその調査をして、もう補正予算で対応できるぐらいに、もうすぐスピード感を持ってやると。

その期限は、私もこの地区を課長と一緒に全軒歩かしていただきました。幾つかご懸念がありましたのは、もうみんな諸手を挙げて賛成だと、早くやってくれと。で、1軒でも反対があったらできないんですかっていう声がありました。それからもう一つは、もう何年も、5年も10年もかかるんでしょうと。我々生きてるうちにこれできるんですかと、こういうようなお話もいただきましたんで、私はできるだけこれスピード感を持ってやっていく。ただ、議員ご懸念のように、人と人とのことでありますので、我々がこう思っても相手方があることですから、それはその希望に沿うようにしっかりやっていきたい。

当初、五反田地区をその移転先というふうにお話をしました。全員協議会でも海老沢議員からもご指摘をいただいたように、あの地域だけでやると、その2分の1の要件が満たせないんじゃないかと。ですから、津幡課長のほうでいろいろ研究をしていただいて、大洗町内の市街化区域だっただこへ移転してもいいというくくりにしていけば、かなりその分母要件を満たすことが可能ではないかということで、ですから議員言われるように、この祝町とか大貫台地ってのはそこには該当しませんから、そこら辺はいろいろこう個別に当たっていく必要があるのかなと。

それから、今申し上げましたように、この大枠で皆さん方賛成していただいているような空気感でありますけども、ここが非常に重要なことで、必ずそのボタンのかけ違えみたいな、言った言わないとかいろんなこと、ちょっとしたその言葉のあやと申しますか、そういうことでずっとそれを根

に持たれてるっていうか、そういうことで感情を害してずっとその事業に賛成感を示せないっていう方がいたり、公共事業の場合必ずありますので、そういうことがないように、私は慎重に一軒一軒、一人一人の思いに至る。

ですから、あの説明会を開催しましたけども、いわゆるあの説明会に来られない方々、また来てもらなかなかその場で発言するってのが、何十人もいるところでは議員の皆さんと違ってなかなか発言できないと思いますんで、もう電話いただければそういう方々のご自宅へ訪問して、しっかり個別事情に合った形をとるということで、最大限その方々お一人お一人のいわゆる思いに至るように、その方々の事情にしっかりと対応できるような環境を整えてやっていくということで、まあ全国で初めてのケースということなんでいろんなこうわからないところがたくさんありますが、ただし、この制度っていうのは、前々から申し上げておりますように何年までにやらなきゃなんないとか、どうしなきゃいけないとかっていう非常にその制約がそれほどありませんので、できれば私はイメージしてますのは、もうその条件さえ整えば、早くその移転したい方々についてはどんどん移転していただくと。そして、その方々が、本来ならば町が用意するってことよりは、できるならば町なかでこの土地がいいっていうことである意味指定していただいたほうが、そこを町で行って交渉したほうが早いんじゃないかと。もしくは、今課長が申し上げたようなそのコンサルタントが交渉したほうが、もしくは町内の不動産業者や建設関連の事業者の方々がそういうことで間に入って交渉したほうが、私はやりやすいんじゃないかと思しますので、できればその方々がどこかに移転したいということであれば、そこをできればその方々の一番いいところを見つけていただく。まあ空き地、こうやって歩けばすぐわかるわけですから、ただ人の所有ですんで、それがうまくしっかり結果として結びつくかどうかは別にして、その方々がしっかり選んでいただくのが一番よろしいかなと思ってます。

それから、いろいろこう懸念のなかで、やはり高齢者の方々、議員が言われるように新しく家建ってるってのはこれ現実的じゃないかもわかりません。そういう方々は、金銭で補償をして、子供さんのところに行きたいとかそういう方々もいらっしゃるし、また、ずっと歩いてみて思いましたが、貸家もかなりあるんですね。貸家の方々は今度は新しい貸家に移動していただくということになります、移転していただくということになります、その際に補償できるのは、その引っ越し費用とか簡単な補償だけですんで、それで本当に合意形成が図れるか。今度家賃が上がったりなんたりした時にどうするんだと。それから、お一人いらしたんですが、ペット飼えるところじゃないと私は移転できないと。移転すんのはもうとにかくオッケーけども、ペットを飼えるようなどこ紹介してくれないかって話で、どれだけそういうものがあるかなって。まあ個別にいろいろやってくと、かなりハードルも上がってきたり下がってきたり、いろいろこう強弱あると思いますんで、しっかりそこは整理をして対応していきたいと思います。

何せ70軒ですから、私はやってやれないことがないと思しますので、対応していきたいと思いますし、また、今課長が申し上げたように那珂川沿いの堤防ってのをしっかりこれからやるそうでありますから、その那珂川沿いの水戸の大野地区やれば、当然こっちにもっと水が来てもっと被害地

域が拡大すれば、先ほど言われたように今後また対象地域が拡大する可能性もありますので、柔軟にそこは国といろいろとやりとりをしながら対応していきたいと思っておりますし、これ全然意味合い違うんですが、今度、先ほど議員からご質問いただいた、いわゆる国への職員の派遣ですけど、同じ都市局のほうへ派遣、全くその部署は違いますが、そういうところに派遣して、そういうことの交流も結びつけていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

それから、大貫台地ですけど、これについては、私もまだ勉強しきれてないところもありますし、また、これまでの経過であるとかそういうものを少しは私の知識として身につけたつもりではありますが、まだまだ見えない部分があります。当然課長が申し上げたように多額の費用がかかる。多額の費用をかけてけば、当然ほかの地域と比べて、我が町、観光地として、また大洗町の知名度から非常にその土地が高額だと言われてるところに更にその高額になっていきますので、用途で考えてくと、なかなかこの売却ということになると難しいかなと思っております。企業誘致なんか一生懸命これまで取り組まれましたけど、でも私は非常に懐疑的なのは、企業誘致っていったって例えば10万坪用意してくださいって言われて、大洗、用地用意できないんですよ。八百屋さんで言えば言葉悪いですけど、大根売りに行ってこれだけくださいっていったって、いや、それはありませんっていうのと一緒に、だから企業誘致も果たしてこれまでの企業誘致って何だったのかなってのは思うところもあるんですよ。

で、私はいろんなこのインタビューでよく言われるんですが、口頭で一番最初に申し上げるのが、とにかく大洗の脆弱性ってのは土地がないことだと。土地がないというのは、いわゆる適地と、今申し上げたような提供できるような土地がないということでありまして、あの大貫台の活用ということも、やっぱり軽々に誰かに売り渡すとかそういうことするっていうことだけではなくて、できるならば、この環境がどんどん変わってくれば、またコロナ後を見据えていくなれば、いろんなことがこうもしかしたら変化があるなかで引き合いがあるのかなっていうようなそういう期待感もあるわけでありまして、そこもしっかり見据えながら、後顧の憂いがないように、あそこに何か誘致して、ああ、もうこんなふうじゃなかった、あんなふうじゃなかったってもう取り返しがつきませんし、議員言われるように、誰かそこを買っていただいて、その方々は何もしなくても次の方々が売却して、次の方々が我々が意図しないような、また期待しないような、歓迎しないようなそういうことも事業展開をしたいって時に、建築基準法や、ほかの法律に合致すればできちゃうわけですから、そこを止める手立てもありませんので、そうならないようなこともしっかり考えながら、今後のあり方については議員の皆さん方といろいろこう研究、また意見交換しながら、しっかりと見据えてやっていきたいと思っております。

それから、先ほどの人材の件ですけども、これは私は、できるならば国へ直接派遣っていうのはこれまでなかったです。ですから、今後それ2年間で例えば2人ずつ、ですから20年やりますと、何度も申し上げておりますように、20年やると20人行く計算なるんですね。で、1割、200人、大洗町は職員がいますから、200人のうちの1割というのは20人ですんで、その20人、これだけ小さな町で

というか全国の自治体どこ探しても、職員の1割が直接国で、霞ヶ関を経験したという職員がいるようなそういう自治体はないと思いますんで、そういうことが整って、私は合併しないということ、すなわち持続可能性を追求できると、そう信じておりますので、ただし、和田議員からもこの間ご指摘がありましたように、戻ってきたら何か使いもんになんなくなっちゃったとか、戻ってきたら逆に言えば、こんなとこやっぱり嫌だって、向こうのほうがいいって今度は帰ってこなくなっちゃったとか、そういうことのないように、また、ここで残った、向こうに派遣した職員が非常に優秀でこの町を担う人材だということで、行かなかった職員がだめと、こんなことがないようなそういう空気感は私の責任でつくらなければと思っておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

それから、かつてその民間企業からの職員の派遣ですけど、何か銀行から派遣していただいて、それはお金こちらで払ってたそうですんで、私はできるだけ、その猫の手も借りたいような、今、定員管理のなかでやっておりますので、できれば無料で企業がここで働いてくれれば私はいいなと。企業にとっても行政実務を修得するのは、非常に今後のその企業展開する上で役に立つ話でありますし、私どもではいろんな雑務をやらせること、やらせるってのはおかしいけど、やっていただくことができますので、そういう展開のなかで、先ほど総務課長が申し上げたように全額企業の費用で来ていただけますので、あとは坂本議員からも全協でご指摘いただきましたように守秘義務の関係とか、やはり公と民間は全く違いますので、そこら辺のところをしっかりとっていただけるような、私どもとしても企業としっかり契約をして恥じないような対応をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 以上で終わります。

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日3月16日午前9時30分から、2名の議員による町政を問う一般質問を行います。本日は、これをもって散会といたします。
各位大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時37分

